

阿見町第5次障害者基本計画 ～あみ・あい・プラン～

概要版



令和7年3月
阿見町

1 計画策定の趣旨

阿見町では、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることを目指して、令和2年3月に「阿見町第4次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」を策定し、障害者施策を総合的・計画的に推進してきました。

一方で社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題を例とした障がい者本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親亡き後の支援、増加が続いている医療的ケア児や発達障害児への支援の充実、難病患者などさまざまな障害者への対応の強化が求められています。

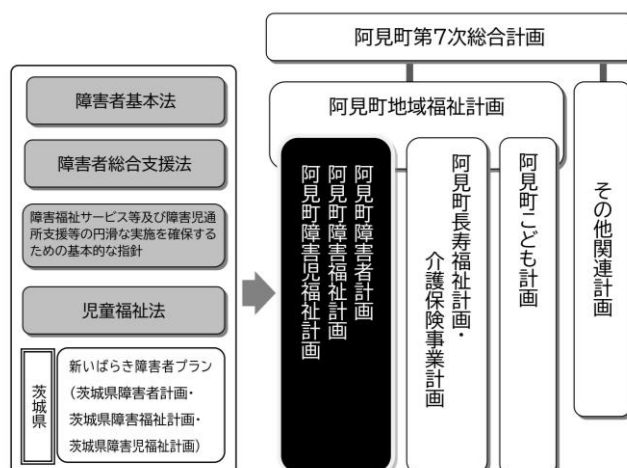
阿見町第4次障害者基本計画期間の満了に伴い、これまでの取り組みの評価・課題・制度改正を踏まえ、保健・福祉・医療をはじめ、教育・就労・生活環境・余暇活動・社会参加・啓発広報等の諸施策など、さまざまな分野の取り組みを総合的にまとめた、「阿見町第5次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」(令和7年度から令和11年度)を策定しました。

2 計画の位置付けと対象

(1)本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策の基本的な計画となるものです。

また、国の「障害者基本計画」や県の「新しいばらき障害者プラン(茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画)」に基づくとともに、「阿見町第7次総合計画」、「阿見町地域福祉計画」、その他の本町の関連計画との整合性を図ります。



さらに、本計画では、SDGsに掲げる17の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」や目標10「人や国の不平等をなくそう」など、関連が深い目標に意識して取り組んでいきます。



(2)本計画の対象

この計画は障害のある方だけでなく、すべての町民を対象としています。

また、本計画の「障害のある方」の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む。)、難病その他の心身の機能に障害がある方で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。



3 計画の基本的な考え方

【基本理念】

すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまち 阿見



本計画では、町の最上位計画である「阿見町第7次総合計画」の障害者福祉の項目で、「目指すまちの姿」として掲げた「すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。」という考え方を踏襲し、基本理念としました。

障害があっても障害のない方と同じ生活と活動を行い(ノーマライゼーション)、社会から孤立や排除をされずに、それぞれの存在と役割を有して(ソーシャル・インクルージョン)、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指すものです。

また、そのためには、障害者に対して公的な支援だけでなく、地域社会で支え合うことも重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪として、誰もが生きがいを持って暮らせる地域共生社会を目指すものです。

4 基本的視点

本計画の基本理念をもとに、生活全般における障害者施策を展開する上で、次の4つを基本的視点として設定します。

(1)障害のある方の自己決定の尊重

・ライフステージの全ての段階において、障害のある方の人権、自己決定の最大限の尊重に留意し、障害のある方が自ら選択・意思決定をすることができるように、自立した生活を送るために必要となるさまざまなサービスや支援について関わりやすい仕組みづくりを進めるとともに、政策、施策などの形成・決定過程への障害のある方の主体的な参加を推進します。

(2)みんなでつくる共生社会づくり

・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一人ひとりが、障害のある方の自立や社会参加を妨げている「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮」に取り組んでいくことが求められます。障害のある方が地域社会の一員として、あたりまえの生活が送れるよう、地域団体やボランティア、NPO、企業、障害福祉サービス事業所などがより緊密な連携を図るとともに、社会的障壁を取り除き、町民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う共生社会づくりを目指します。

(3)障害者のライフステージを見通した個別支援の提供

・乳幼児期から学齢期、青年期、高齢期と移りゆくライフステージに対し、それぞれの段階、それぞれの障害特性で必要となる個別支援の充実を図るとともに、関係機関の連携と情報共有の仕組みづくりにより、障害の内容、性別やライフステージ、障害者の家族等への関係者への支援も含め、切れ目のない継続的で総合的な支援体制の構築を目指します。

(4)すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり

・障害者の自立と社会参加をはばんでいる物理的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを取り除いていくこと(バリアフリー)により、障害者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりを目指します。また、障害者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすい社会づくりという「ユニバーサルデザイン」の観点から、障害者の利便性を前提とした各種施策の展開を推進します。

5 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主要施策
すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまち 阿見	【基本目標1】 おもいやりの まちづくり	1 障害に対する理解促進と 差別の解消	(1)広報活動の充実 (2)交流機会の拡大 (3)福祉教育の充実
		2 地域福祉活動の促進	(1)福祉活動の促進 (2)ボランティア活動の支援
		3 生活環境の充実	(1)住環境の充実 (2)住みよい環境づくり (3)移動支援の推進 (4)情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実
	【基本目標2】 のびゆく まちづくり	1 子どもの育ちに応じた支援 の充実	(1)障害児保育の充実 (2)療育・発育支援体制の拡充 (3)特別支援教育の充実 (4)教育環境の整備
		2 社会参加の促進	(1)生涯学習活動の推進 (2)余暇活動の促進
		3 就労支援の充実	(1)雇用・就労機会の促進・定着支援 (2)福祉的就労の促進
	【基本目標3】 あんしんの まちづくり	1 保健・医療サービスの充実	(1)健康づくりの推進 (2)障害の早期対応体制の充実 (3)医療受診体制の充実 (4)連携体制の強化
		2 福祉サービスの充実	(1)障害者総合支援法によるサービスの充実 (2)在宅サービスの充実 (3)施設・居住系サービスの充実 (4)相談・情報提供体制の充実
		3 経済的支援の充実	(1)年金・手当等の充実 (2)各種支援等の活用促進
		4 虐待防止と権利擁護の推進	(1)障害者への虐待防止 (2)権利擁護の推進
		5 防災・防犯体制の充実	(1)防災体制の充実 (2)防犯体制等の充実

6 施策の展開

基本目標1 おもいやりのまちづくり

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



障害のある方とない方が共に理解し、支え合い、同じ地域で暮らしていける共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育、ボランティア活動等を通じて障害に対する理解を促進し、交流活動を推進していくことで、障害を理由とする差別の解消につなげていきます。

また、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるためにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや居住環境の整備、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援等の充実に努め、おもいやりのあるまちづくりを目指します。



1 障害に対する理解促進と差別の解消

(1) 広報活動の充実

- 広報あみに障害及び障害福祉施策の特集記事の掲載をする他、町のホームページ等を活用し、障害のある方への理解促進を図ります。

(2) 交流機会の拡大

- 様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や環境づくりを行い、障害者の参画を促し、障害のある方とない方の交流を図ります。

(3) 福祉教育の充実

- 「総合的な学習の時間」等における福祉教育の実践等を促進し、小中学校の児童、生徒の福祉意識の醸成に努めます。



2 地域福祉活動の促進

(1) 福祉活動の促進

- 地域における福祉活動を促進します。

(2) ボランティア活動の支援

- すべての町民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、既存のホームページや広報誌を活用しながら、新たに SNS 等も活用して情報発信に力を入れていきます。

3 生活環境の充実

(1) 住環境の充実

- 障害者や高齢者が安心して快適に生活するためのバリアフリー化に取り組みます。

(2) 住みよい環境づくり

- 障害者等をサポートする合理的な仕組みづくりの検討を行うとともに、職員の障害や障害者等への理解を促進するための啓発を行います

(3) 移動支援の推進

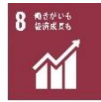
- 福祉タクシー及びデマンドタクシーあみまるくんの充実、同行援護や移動支援事業の利用促進を図ります。

(4) 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実

- 情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、ヘルプカード、コミュニケーション支援ボード、ICTなどを活用したコミュニケーション支援の充実に努めます。

基本目標2 のびゆくまちづくり

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



障害のある子どもへの支援においては、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行や、教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援、学校卒業後の生活も視野に入れた切れ目のない支援ができる体制づくりに努めます。

また、一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、事業所における障害者雇用の促進・定着、地域資源を活用した福祉的就労の場の拡充を目指すとともに、文化・スポーツなど生涯学習や余暇活動に参加しやすい体制づくりに努め、生きがいのある生活の創造を推進します。こうした保育、療育、教育、就労、生きがいづくりの支援を通じ、障害者がのびゆくまちづくりを目指します。

1 子どもの育ちに応じた支援の充実

(1) 障害児保育の充実

- 集団保育・教育が可能な障害児の、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促し、必要に応じて保育所での加配保育士の配置や障害のない児童との統合保育を進めます。

(2) 療育・発達支援体制の拡充

- 発達の遅れのある乳幼児の保護者等に対して連続した支援体制を図るとともに、乳幼児期から学齢期にかけて連携した相談体制がとれるよう努めます。

(3) 特別支援教育の充実

- 障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育を推進できるよう、関係機関に働きかけていきます。

(4) 教育環境の整備

- 障害の特性に応じた教育を進めるため、障害児や障害の傾向をもつ児童の動向、保護者の意向を踏まえながら、特別支援学級及び特別支援教育支援員の充実を図ります。



2 社会参加の促進

(1) 生涯学習活動の推進

- 障害者、高齢者向けの各種講座、教室等の開催を推進するとともに、障害に理解のある講師や指導者、活動場所の確保に努めます。

(2) 余暇活動の促進

- 障害者がスポーツやレクリエーションに親しむ機会を増やすために、障害に理解のあるスポーツ推進員など指導員等の人材養成を推進します。



3 就労支援の充実

(1) 雇用・就労機会の促進・定着支援

- 障害者雇用について企業等への啓発を進めます。

(2) 福祉的就労の促進

- 地域活動支援センターに対して運営支援を行うとともに、創作的活動や生産活動機会の提供、社会との交流、ピアカウンセリング機能などにより、充実した日常生活や社会参加の促進を図ります。

基本目標3 あんしんのまちづくり

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



疾病の予防や障害の早期発見、早期対応を進めるとともに、医療費負担の軽減や地域での診療体制づくりなどに努めます。

また、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業などの福祉サービスの充実や相談・情報提供体制の拡充、年金・手当等の支給、貸付・割引制度等の活用等の充実に努めます。

さらに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止や、判断能力やコミュニケーション能力に障害がある方の権利や財産などを守る取り組みをすすめるとともに、防災・防犯対策の充実に図り、あんしんして生活することのできるまちづくりを目指します。

1 保健・医療サービスの充実

(1)健康づくりの推進

- 将来的な障害の発生ともなる生活習慣病の予防・改善のために健康診査及びがん検診事業を実施します。また、受診率向上に努めます。

(2)障害の早期対応体制の充実

- 町民の疾病の早期発見・早期治療の対応を、適切、効果的に進めるため、保健指導の充実に努めます。

(3)医療受診体制の充実

- 障害の軽減を図り、必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費の給付や重度心身障害者医療費助成の周知方法の拡充を図ります。

(4)連携体制の強化

- すべての要援護者を対象とした茨城型地域包括ケアシステムの理念及び、国が示す精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの取り組みを推進し、保健・医療・福祉関係者による活動を強化します。



2 福祉サービスの充実

(1)障害者総合支援法によるサービスの充実

- 制度の円滑な利用を進めるため、サービス提供事業者と連携し、サービス利用上のニーズ等への対応に努め、適正なサービス利用を促進します。

(2)在宅サービスの充実

- 基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実に努めます。

(3)施設・居住系サービスの充実

- 障害のある方の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある方が地域において自立した生活を送れるよう支援します。

(4)相談・情報提供体制の充実

- 町内外の相談支援関係機関との連携を図るなど、情報や課題の共有を行い、個人情報の取扱いや活用方法について検討し推進していきます。



3 経済的支援の充実

(1)年金・手当等の充実

- 障害者に対して各種手当てに関する情報提供の強化を図ります。

(2)各種支援等の活用促進

- 障害者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。

4 虐待防止と権利擁護の推進

(1)障害者への虐待防止

- 相談支援事業の委託による24時間対応窓口の設置など、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然防止に努め、虐待防止に関する啓発を推進するとともに、関係機関との連携協力体制の整備を図ります。

(2)権利擁護の推進

- 障害者の人権を守り固有の尊厳を尊重するため、障害者や関係者、その他の町民全体に、障害者差別解消法及び障害のある方もない方も共に歩み幸せに暮すために、茨城県条例の周知啓発・合理的配慮の推進に努めます。



5 防災・防犯体制の充実

(1)防災体制の充実

- 福祉施設や医療機関、民間企業等と連携し、避難所における障害のある方に対応した資機材の確保に努めるとともに、避難所における情報伝達、ボランティア等による支援体制、保健所等との連携による健康管理体制の確立に努めます。

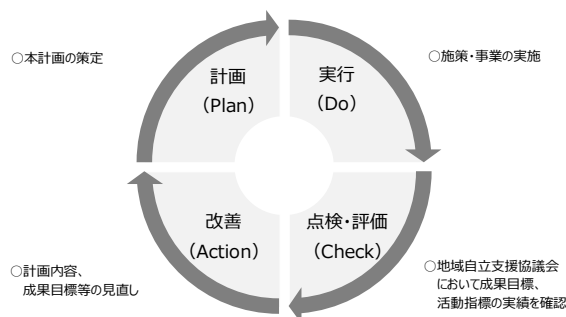
(2)防犯体制等の充実

- 基幹相談支援センターや関係機関との連携のもと、権利擁護の推進に取り組みます。

6 計画の推進(点検・評価)

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、社会福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく障害者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」を行うことにより目標の実現を目指していきます。



阿見町 第5次障害者基本計画 ～あみ・あい・プラン～

発行年月／令和7年3月

発行・編集／茨城県阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL 029-888-1111(代表)

